平成24年度発注者支援業務 「積算技術業務」について

く資料構成>

- 1. 業務概要
- 2. 連絡系統
- 3. 守秘義務
- 4. 業務内容
- 5. 業務履行上の留意点
- 6. 業務履行に必要な貸与資料等
- 7. 業務実施の達成目標
- 8. 成果品(報告すべき事項)
- 9. 業務評価

四国地方整備局

1

2

1. 積算技術業務の概要

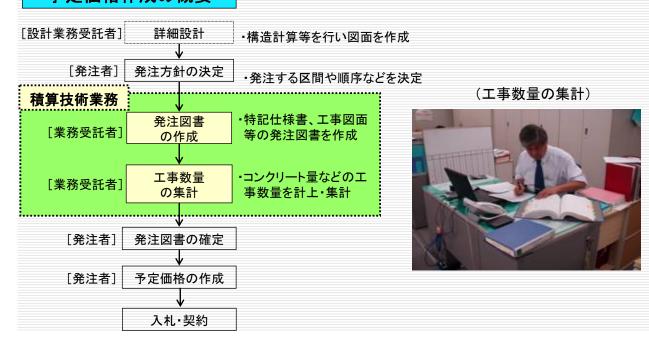
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の予定価格を算出できるよう支援すること。

業務概要

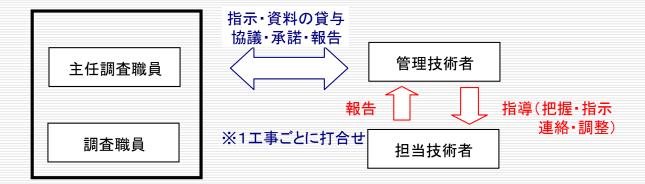
- ① 図面及び特記仕様書の作成
- ② コンクリート量や掘削量など、工事数量の集計

予定価格作成の概要



2. 積算技術業務の連絡系統

1. 連絡系統



- (1)業務は、1工事ごとの指示により、打合せ・協議のうえ実施するものであり、 指示は主任調査職員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- (2)担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行うものとする。

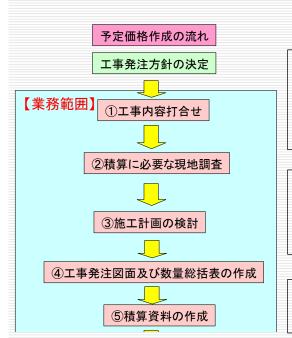
3. 積算技術業務の守秘義務

2. 秘密の保持等について

- 1)受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 受注者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者 の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5)取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7)受注者は、本業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

4. 積算技術業務の業務内容①

3. 予定価格作成の流れと具体な業務内容



①工事内容打合せ

本業務は1工事毎に発注者より受注者に対して期限を付して指示により行われる。標準的には1工事毎に、工事発注内容の打合せを行い、業務に必要な設計成果品、工程計画(案)、仮(架)計画(案)、特記仕様書(案)、等を貸与する。

※複数工事について、まとめて打合せを行うこともある。

②積算に必要な現地調査

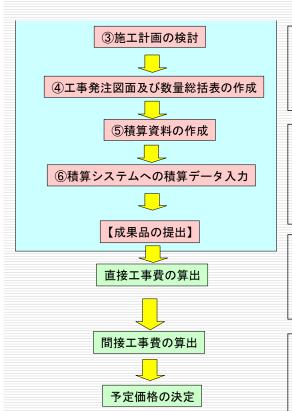
受注者は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果 を書面で調査職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件につい て承諾を得るものとする。なお、現地調査は事前に協議のうえ行 うものとする。

③施工計画の検討

受注者は、発注方針、設計成果等の貸与資料、現地条件を等を把握し、工事の施工計画の検討を行う。

5

4. 積算技術業務の業務内容②



要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表(数量計算書)を作成するものとする。なお、数量総括表(数量計算書)は 工事工種体系に従うことを原則とする。

⑤積算資料の作成

受注者は、積算のために必要な諸数値(システム入力データ等)の算定を行うものとする。また、発注者より貸与された工事施工のための工程計画(案)及び仮(架)計画(案)、特記仕様書(案)の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工法法統の条件の抽出、整理を行うものとする。

⑥積算システムへの積算データ入力

受注者は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び①から⑤の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体(FD等)に保存し提出する。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

【成果品の提出】

受注者は、工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)、積算 資料、積算データ(FD等)を発注者に提出するものとする。

※業務完了前であっても指定された期日までに提出すること。

5. 積算技術業務の業務履行上の留意点

4. 業務履行上の留意点

- (1)受注者は、以下に掲げる項目について留意し業務を行うものとし、これに係る資料の作成、整理が必要な場合は実施しなければならない。
 - ①設計成果品の内容の把握 発注者から貸与された設計成果品(報告書)について、設計思想、留意事項及びその他必要事項を把 握し業務を履行しなければならない。
 - ②関連工事の把握 発注者より積算上密接に関連する工事の指示があった場合は、その積算に係る条件等を把握し、業務を 実施しなければならない。
 - ③新技術及び特許工法等の把握 新技術及び特許工法等が指定されている場合は、作成する工事発注図面、又は特記仕様書(案)等に明示するとともに、その積算に係る条件等を反映させるものとする。
- (2)受注者は、発注者の指示に従い、関連がある業務との情報共有を図るとともに、そのために必要な資料の提出等を実施しなければならない。
- (3)受注者は、業務発注図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、次の基準等を参考に技術的判断を行うとともに、本業務を適正に履行しなければならない。
 - · 土木工事積算標準基準書
- 設計積算マニュアル(案)
- •建設機械等損料算定表
- ・工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)
- •土木工事共通仕様書
- ・工事一時中止に係るガイドライン(案)
- ・土木工事数量算出要領(案)
- ·土木工事設計積算関連通達集
- ・設計施工マニュアル(案)

6. 積算技術業務の業務履行に必要な貸与資料等

5. 業務履行に必要な貸与資料等

- (1)貸与資料
 - 1) 本業に必要な以下の資料等は発注者が無償で貸与する。ただし、土木工事標準積算基準書、その他一般的な図書は、受注者が準備すること。なお、受注者が貸与資料を損傷した場合は受注者が負担し、発注者へ返却すること。

また、入力システムについては、調査職員の立ち会いのもと、入力システムのインストール及びアンイン ストールを行うものとする。

- ①設計成果
 - ・設計成果品(報告書)
- 1式
- ・原図(原図もしくは電子データ) 1式
- ·縮小図 1式
- ②その他
 - ・入力システム及び市販されていない関連図書 1式
- (2)受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合には、速やかに発注者に返却するものとする。
- (3)業務実施場所は貸与しない。

7. 積算技術業務の業務実施の達成目標

- 6. 達成すべき目標
 - 業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。
 - (1)積算に必要な現地調査関係
 - ・業務発注担当部署から貸与された設計成果品(報告書)を参考に現地調査を行い、設計思想、留意事項、及びその他必要事項を充分に把握し、適正に実施すること。
 - (2) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成
 - ・設計成果品(報告書)及び現地調査を基に、工事発注に必要な図面及び数量総括表(数量計算書)を適正に作成すること。
 - (3) 積算資料作成
 - 「土木工事標準積算基準書」等を十分理解し、適正に実施すること。
 - (4) 積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)
 - ・積算資料を基に適正に積算データの入力を行うこと。

9

8. 積算技術業務における成果品(報告すべき事項)①

- 7. 成果品及び報告すべき事項
 - (1)報告書
 - 1) 積算関係資料(積算を行うための工事設計図書及び数量計算書、積算資料、 特記仕様書(案)、積算データ等)の管理体制及び情報セキュリティに関する対 策の実施状況について確認し、毎月発注者へ報告すること。
 - 2) 受注者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎に とりまとめて書面で提出するものとする。
 - ①実施した業務の内容
 - ②その他必要事項
 - (2)成果品

業務完了時に提出する成果品は、以下のものとする。

- ①(1)で提出された報告書
- ②業務完了時において、業務の対象となる工事が継続している、もしくは対外調整が未了であるなど、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を記載した、引き継ぎ事項書として提出すること。
 - ・業務実施に当たり留意すべき点 (積算上必要となる施工上検討)
- ③打合せ記録簿

8. 積算技術業務の業務評価

8. 業務評価

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成23年3月28日付け、国官技第360号)及び「委託業務等成績評定要領の運用について」(平成23年3月28日付け、国官技第361号)にもとづき評価する。

			業務名:
		業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 6 点	点 / 8.8 点
	的確な履行	点 / 24 点	点 / 35.3 点
	業務目的の達成度	点 / 30 点	点 / 44.1 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 12 点	-
	打ち合わせの理解度	点 / 6 点	I
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 14 点	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側 の視点	点 / 8 点	点 / 11.8 点
評定点の小計 (注)		点 / 100 点	点 / 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他()			点
総合評価点		点 / 100点	点 / 100点

平成24年度発注者支援業務 「工事監督支援業務」について

く資料構成>

- 1. 業務概要
- 2. 連絡系統
- 3. 業務内容
- 4. 業務実施の達成目標
- 5. 業務実施ための参考図書
- 6. 業務実施場所(国有財産の使用)
- 7. 成果品(報告すべき事項)
- 8. 業務評価

四国地方整備局

12

1. 「工事監督支援業務」の概要

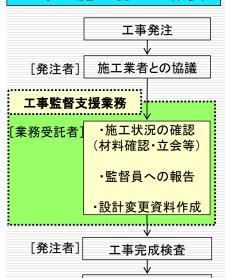
業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事の契約事項の履行確認ができ、的確に施工 業者との協議等ができるよう支援すること。

業務概要

- ①工事の節目ごとに、工事目的物の寸法、位置、使用する材料の材質等について の、適否の確認及び、監督員への報告
- ②施工業者から提出される資料と現場状況の照合及び、設計変更協議用資料の作成

工事の施工管理の概要



目的物の引き渡し



(根固めブロックの材料確認)



(現場状況の照合を実施)



(河川護岸用かごマットの材料確認)



(設計変更協議用資料の作成)

2. 「工事監督支援業務」の連絡系統

1. 連絡系統

※工事監督支援業務の調査職員と工事の主任監督員は同一である。

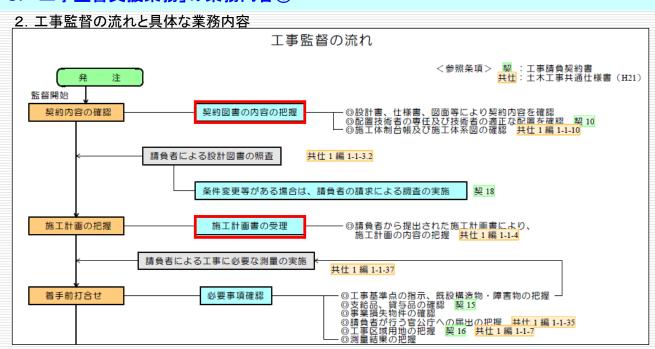


※<mark>担当技術者は、管理技術者に指示された内容を</mark>適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

※秘密の保持等

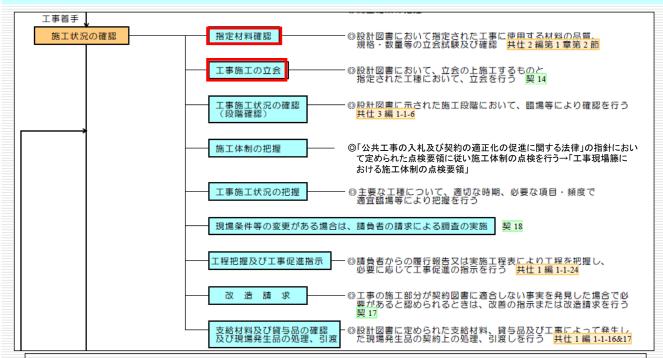
- 1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2)民間事業者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、 複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ業務発注担当部署の書面による承諾を得たときは この限りでない。
- 3) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書 (業務概要・実施方針・業務工程・打合せ計画・連絡体制等を記載したもの。) の業務組織計画に記載される 者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 民間事業者は、本業務に関して業務発注担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5)取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、業務発注担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6)民間事業者は、本業務終了時に、業務発注担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7)民間事業者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的 外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに業務発注担当部署に報告するものとする。

3.「工事監督支援業務」の業務内容①



- ①契約図書の内容把握
 - 工事に係る契約図書及びその他契約の履行上必要な事項について把握を行う。
- ②施工計画書及び施工体制の把握 施工計画書により施工計画の概要について把握するとともに、施工体制台帳により現場における施工体制の 把握を行う。

3. 「工事監督支援業務」の業務内容②



③指定材料の確認

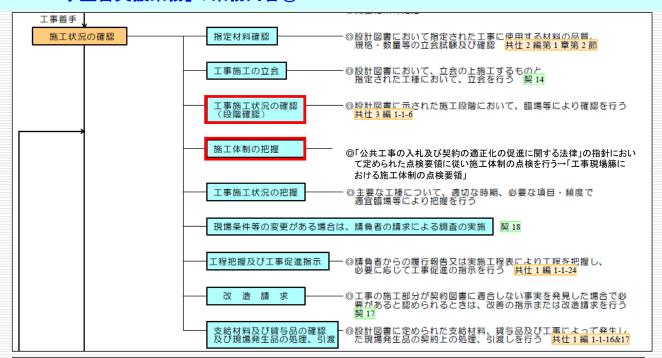
指定材料等の品質・規格・数量等の立会または、確認を行いその結果を調査職員に報告するものとする。

④工事施工の立会

工事の設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種について、設計図書の規定 に基づき立会いを行い、その結果を監督職員に報告するものとする。

16

3. 「工事監督支援業務」の業務内容③



⑤段階確認

工事の設計図書に示された施工段階において、臨場等により確認を行いその結果を調査職員に報告するものと する。(土木工事監督技術基準別表1)

⑥施工体制の把握

適正な施工体制確保のため、施工体制の点検要領等に基づき調査を行うものとし、地方整備局工事成績評定要領に基づく「施工プロセス」のチェックリスト(案)を用いた施工プロセス確認及び施工体制の点検要領等に基づく調査及びその補助を行うものとする。

3. 「工事監督支援業務」の業務内容④



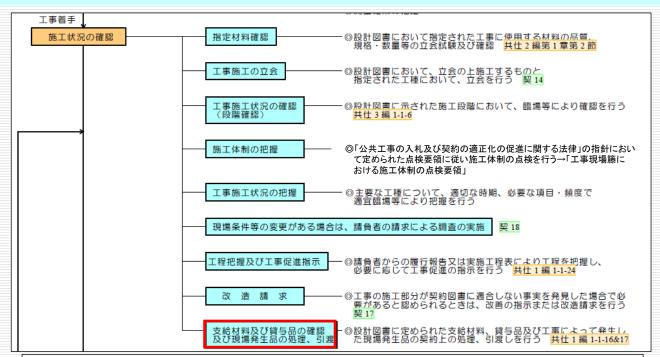
⑦工事施工状況の把握

主要な工種について、適宜臨場等により把握を行いその結果を調査職員に報告するものとする。 (土木工事監督技術基準別表2)

⑧改造請求等の確認に関する資料の提出

工事の施工部分が契約図書等に適合しない、又は工事の施工状況が提出した書類に適合しない等の事実を 発見した場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、 改造請求等に必要な資料の作成を行い、提出する ものとする。

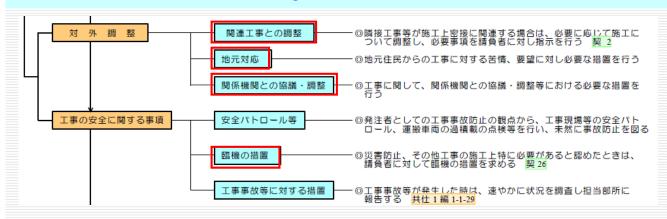
3. 「工事監督支援業務」の業務内容⑤



⑨支給材料及び貸与品の確認

支給材料及び貸与品については、その品名・数量・規格を工事の設計図書に基づき確認し、その結果を調査職員に報告するものとする。また、現場発生品については、規格、数量等を確認しその処理方法に関する指示に必要な資料の作成を行い、提出するものとする。

3. 「工事監督支援業務」の業務内容⑥



⑩関連工事との調整

2以上の工事が施工上密接に関連する場合は必要に応じて、進捗状況等を把握するとともに、工事請負者に対する指示、協議に必要な資料の作成を行い、提出するものとする。

⑪地元対応

地元住民等からの工事に関する苦情、要望等を受けた場合は速やかに調査職員に報告すると共に、調査職員 からの指示により必要な措置を行うための資料作成を行い、提出するものとする。

12関係機関との協議・調整

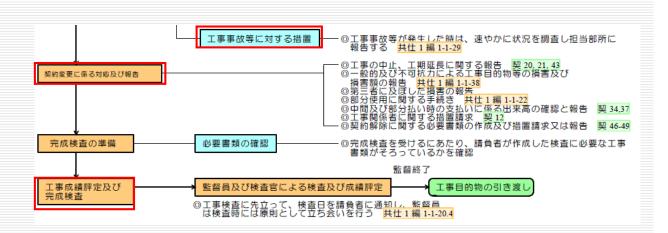
関係機関との協議・調整等における必要な措置を行うための資料作成を行い、提出するものとする。また、調査職員からの指示により、関係機関との協議等への立会いを行うものとする。

③臨機の措置

業務実施において、工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく調査職員に報告するものとする。 災害発生時には、調査職員の指示により、情報収集等を行うものとする。

また、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、この措置をとった場合は、その内容を調査職員に報告しなければならない。

3. 「工事監督支援業務」の業務内容⑦



(4)工事事故等に対する処置

工事において事故等が発生した時は、速やかに状況を把握し、調査職員に報告するものとする。

15契約変更に係る対応及び報告

工事の設計変更若しくは契約担当官等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料作成を行い、提出するものとする。

16完成検査

担当技術者は、調査職員の指示に従い、調査職員のもと、中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査(完済部分検査を含む)、完成検査等に臨場するものとする。

20

3. 「工事監督支援業務」の業務内容®

⑪その他、

- 1. 設計図書等に基づく工事請負者に対する指示・協議に必要な資料作成
- 2. 工事請負者から提出された、承諾・協議事項などの設計図書との整合
- 3. 以下に掲げる項目がある場合の、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料の作成
 - a) 設計図書、現場説明事項書及び現場説明に対する質問回答書が現場条件と一致しない場合
 - b) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
 - c) 設計図書の表示が明確でない場合
 - d) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
 - e)設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合f)工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合
- 4. 対象工事における施工計画書に技術提案事項の履行に関する記載がある場合は、その履行状況の確認及びその補助を行うものとする。
- 5. 建設副産物を搬出する工事にあっては産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により適正に処理されているか把握するものとする。

また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあっては、工事請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握するものとする。

- 6. 調査職員から指示があった場合は、低入札価格調査制度による施工時確認調査に基づく調査及びその補助を行うものとする。
- 7. 調査職員から指示があった場合は、工事請負者から提出される間接工事費等諸経費動向調査票に関する照合を行い、その結果を報告するものとする。

22

4. 「工事監督支援業務」の業務実施の達成目標

3. 達成すべき目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

- (1)請負工事の契約の履行に必要な資料の作成関係
 - ・指定された業務内容を実施し、提示された様式、条件が適確に踏まえられていること。
- (2)請負工事の施工状況の照合等
 - 1) 業務の実施にあたっては、「土木工事監督技術基準(案)」等を十分理解し、適正に実施すること。
 - 2) 業務の実施にあたって、工事請負者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - 3) 業務の実施にあたって、関係法令等、請負工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
 - 4)担当技術者は、管理技術者に指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事請負者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。
- (3)地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成 指定された業務内容を実施し、発注担当部署から示された様式、条件が適確に踏まえられ ていること。
- (4)工事完成検査等への臨場 中間技術検査、技術検査を伴う既済部分検査(完済部分検査含む)、完成検査等に臨場する こと。
- (5)その他

業務の実施にあたって、工事請負者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。

5.「工事監督支援業務」の業務実施のための参考図書

4. 主な参考基準等

業務の実施にあたって、設計図書に定めのない事項については、関係法令等によるものの他、以下の基準等を参考に、適正な履行に努めなければならない。

- ①地方建設局請負工事監督検査事務処理要領
- ②土木工事監督技術基準(案)
- ③監督技術マニュアル(案)
- ④工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)
- ⑤工事一時中止に係るガイドライン(案)
- ⑥監督・検査・成績評定の手引き
- ⑦建設業法令遵守ハンドブック

24

6. 「工事監督支援業務」の業務実施場所(国有財産の使用)

5. 業務の実施場所

業務の実施にあたっては、発注者の庁舎等とし、業務委託契約書に準じて契約を行うこととする。なお、庁舎内で業務を実施する際には下記条件によるものとする。

- (1)受注者は、発注者が貸与する庁舎等を無償で使用することが出来る。
- (2)庁舎等の使用に係る光熱費等の負担は、受注者と発注者で協議して定めるものとする。
- (3)受注者は、(1)に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。
- (4) 受注者は、故意又は重大な過失により庁舎等をき損又は滅失したときは、発注者 の指定する期間までに代品を納め又は原状に復し若しくは、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は発注者と受注者で協議して定めるものとする。

7.「工事監督支援業務」における成果品(報告すべき事項)

6. 成果品

(1)報告書

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、発注者に月毎 にとりまとめて書面で提出するものとする。

- ①実施した業務の内容
- ②その他必要事項
- (2)成果品

業務完了時に提出する成果品は、以下のものとする。

- ①(1)で提出された報告書
- ②業務完了時において、業務の対象となる工事が継続している、もしくは対外調整が未了であるなど、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、以下の項目を記載した、引き継ぎ事項書として提出すること。
 - ・業務実施に当たり留意すべき点 (施工条件、沿道状況、地元との協議内容等)
 - 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

26

8. 「工事監督支援業務」の業務評価

8. 業務評価

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成23年3月28日付け、国官技第360号)及び「委託業務等成績評定要領の運用について」(平成23年3月28日付け、国官技第361号)にもとづき評価する。

業務評定·管理技術者 担当技術者 目的と内容の理解 点 / 6 点 点 / 8.8 点 専門技術力 的確な履行 点 / 36 点 点 / 52.9 点 業務目的の達成度 点 / 18 点 点 / 26.5 点 業務実施体制の的確性 点 / 12 点 点 / 6 点 打ち合わせの理解度 指揮系統の迅速性、確実性 点 / 14 点 点 / 8 点 点 / 11.8 点 点 / 100 点 点 / 100 点 評定点の小計 (注) 業務執行に係る過失に伴う減点 事故等による減点 瑕疵修補又は損害賠償による減点 点 その他(総合評価点 点 / 100点 点 / 100点

平成24年度発注者支援業務 「技術審査業務」について

く資料構成>

- 1. 業務概要
- 2. 連絡系統
- 3. 守秘義務
- 4. 業務内容
- 5. 業務実施の達成目標
- 6. 成果品(報告すべき事項)
- 7. 業務評価

四国地方整備局

28

1. 技術審査業務の概要

業務の目的

国交省職員が円滑かつ的確に工事発注及び入札参加希望者から提出された技 術資料について、技術評価をできるよう支援すること。

業務内容

- ①工事発注資料(公告文(案)、入札説明書(案)等)の作成
- ②競争参加資格(過去の工事実績、配置予定技術者の資格等)の確認・照合
- ③技術評価のための審査資料作成

工事入札契約手続きの概要

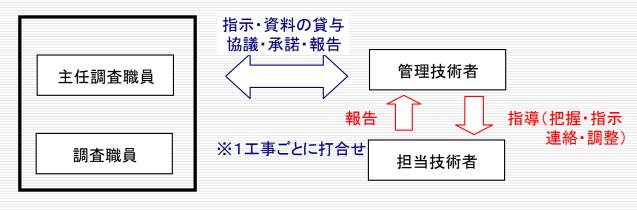


(審査資料の作成)



2. 技術審査業務の連絡系統

1. 連絡系統



- (1)業務は、審査対象1工事ごとの指示により、打合せ・協議のうえ実施するものであり、指示は主任調査職員から管理技術者に対して提出期限を付して行われる。
- (2)担当技術者は、管理技術者の管理下のもとにおいて作業を行うものとする。

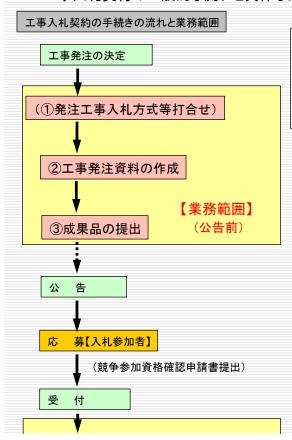
30

3. 技術審査業務の守秘義務

- 2. 秘密の保持等について
 - 1)受注者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 2) 受注者は、本業務処理の結果(業務処理の過程において得られた記録等を含む。) を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者 の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
 - 3)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
 - 4)受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務終了後においても他者に漏らしてはならない。
 - 5)取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
 - 6) 受注者は、本業務終了時に、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
 - 7) 受注者は、本業務の遂行において貸与された業務発注担当部署の情報の外部へ の漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速や かに業務発注担当部署に報告するものとする。

4. 技術審査業務の業務内容①

3. 工事入札契約の一般的な流れと具体な業務内容



①発注工事入札方式等打合せ

業務は審査対象1工事毎に発注者より受注者に対して期限を 付して指示により行われる。

公告前の業務に関しては、入札方式、必要な条件、資料、様式等について打合せ及び貸与を受けて、業務を実施する。

※複数工事について、まとめて打合せを行うこともある。

②工事発注資料の作成

発注者より示された様式、条件及び資料を基に以下の資料を 作成する。

- 1)一般競争入札方式により発注する工事における公告文(案) 及び入札説明書(案)
- 2) 工事希望型競争入札方式により発注する工事における競 争参加資格確認申請書等提出要請書(案)

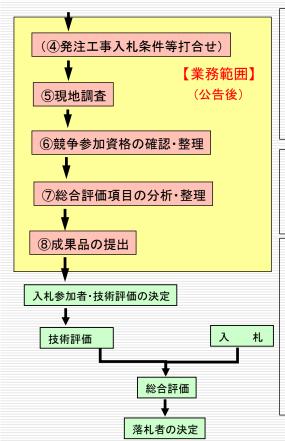
③成果品の提出

受注者は、②により作成した公告文(案)及び入札説明書、又は競争参加資格確認申請書等提出要請書(案)について、提出するものとする。

※業務完了前であっても指定された期日までに提出すること。

32

4. 技術審査業務の業務内容②



4)発注工事入札条件等打合せ

業務は審査対象1工事毎に発注者より受注者に対して期限を 付して指示により行われる。

公告後の業務に関しては、参加資格要件等の入札条件等についての打合せ及び、確認・整理を行う資料の貸与を受けて、業務を実施する。

※複数工事について、まとめて打合せを行うこともある。また、 公告前の打合せと合わせて実施する場合がある。

⑤現地調査

対象となる工事の現場状況を把握するための現地調査を実施し、 調査結果を写真・図面とともに整理するもととする。

※現地調査の実施については発注者の指示により行うものとす る。

⑥競争参加資格の確認整理

発注者より示された条件及び貸与資料にもとづき、次の確認を行い、その適否を根拠資料とともに一覧表に整理する。

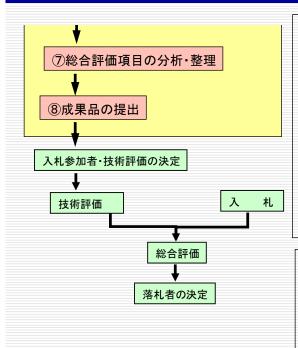
・企業の同種工事の実績等確認

企業の同種工事の実績、配置予定技術者の資格及び同種 工事の実績等

•一般競争参加資格等確認

一般競争参加資格、予算決算及び会計令第70条・第71条規定の該当の有無、会社更生法に基づく更生手続開始の申立の有無、指名停止措置の有無、警察当局からの排除要請の有無、及び本支店・営業所の所在地等

4. 技術審査業務の業務内容③



⑦総合評価項目の分析・整理

対象となる工事に関し、総合評価に関わる資料について内容の確認を行い、記載事項の妥当性、工事履行の信頼性等について、発注者より指示された条件に基づき、分析・整理を行い、その結果を踏まえて次の資料を作成する。

- ・貸与された確認・整理を行う資料の技術提案及び施工計画について、個別提案項目ごとに分析した結果を簡潔にとりまとめ 一覧表に整理したもの、及びその根拠資料
- ・技術提案及び施工計画を含む全ての評価項目について、分析 した結果を簡潔にとりまとめ一覧表に整理したもの、及びその 根拠資料
- ・ヒアリングに向けた確認事項の整理 (発注者が工事入札参加者に対して行うヒアリングにおいて確認が必要な事項の整理)

⑧成果品の提出

受注者は、⑤⑥⑦により作成した現地調査結果、参加資格確認整理結果、及び総合評価項目の分析整理結果について、提出するものとする。

※業務完了前であっても指定された期日までに提出すること。

34

5. 技術審査業務の業務実施の達成目標

4. 達成すべき目標

業務の実施にあたり、達成すべき目標(サービスの水準)は以下のとおりとする。

(1)工事発注資料の作成

- ・指定された業務内容を実施し、発注者から示された様式、条件が適確に踏まえられていること。
- (2)競争参加資格確認申請書等の分析・整理
 - 1)現地調査

指定された業務内容を実施し、現地調査における着眼点、調査内容、調査結果が、工事特性を整理するために適確なものであること。

2)競争参加資格の確認・整理

指定された業務内容を実施し、競争参加資格確認のための確認項目が網羅され、的確に確認されていること。また、確認項目の適否の判断結果について根拠資料を含め明瞭に整理されていること。

(3)総合評価項目の分析・整理

- ・指定された業務内容を実施し、貸与した確認・整理を行う資料が、工事施工に おける専門技術力を発揮するとともに、工事の特性に応じた技術基準に基づき 適確に分析されていること。
- ・分析した結果について、根拠資料を含め明瞭に整理されているとともに、発注 者が工事入札参加者に対して行うヒアリングにおいて確認が必要な事項につい ても、明瞭に整理されていること。

6. 技術審査業務における成果品(報告すべき事項)①

5. 成果品及び報告すべき事項

(1)報告書

受注者は、次に掲げる事項を記入した業務報告書を作成し、発注者に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。

- ①実施した業務の内容
- ②その他必要事項

(2)成果品

業務完了時に提出する成果品は、以下のものとする。

- ①(1)で提出された報告書
- ②工事発注資料
- ③競争参加資格確認申請書等の分析整理資料
- 4 その他調査職員が指示した資料

6. 業務の実施場所

業務の実施場所は貸与しない。なお、業務の一環で発注者の庁舎を利用する場合は、無償で使用することができる。

36

7. 技術審査業務の業務評価

7. 業務評価

業務の目標達成状況の評価については、「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について」(平成23年3月28日付け、国官技第360号)及び「委託業務等成績評定要領の運用について」(平成23年3月28日付け、国官技第361号)にもとづき評価する。

目別評定点

		業務評定・管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	点 / 6 点	点 / 8.8 点
	的確な履行	点 / 24 点	点 / 35.3 点
	業務目的の達成度	点 / 30 点	点 / 44.1 点
管理技術力	業務実施体制の的確性	点 / 12 点	-
	打ち合わせの理解度	点 / 6 点	-
	指揮系統の迅速性、確実性	点 / 14 点	-
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側 の視点	点 / 8 点	点 / 11.8 点
評定点の小計 (注)		点 / 100 点	点 / 100 点
業務執行に係る過失に伴う減点			点
事故等による減点			点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			点
その他 ()			点
総合評価点		点 / 100点	点 / 100点